

アメリカ法人税とバイデン税制プラン —増税の意義と限界—

小泉和重

目次

- はじめに—法人税増税への転換—
- I アメリカ法人税制の概要
1. 法人税の仕組み
 2. 法人税収の規模と推移
- II トランプ政権の法人税改革と実際
1. 大統領経済諮問会議『法人税改革と賃金：理論と実証』の概要
 2. トランプ改革後のアメリカ経済
- III バイデン税制プランと法人税改革案
1. 法人税制が抱える問題点
 2. バイデン税制プランが示す法人税改革案
- IV バイデン税制プランの評価と連邦議会での審議
1. バイデン税制プランの評価
 2. 第117回連邦議会における審議
- 結びにかえて—法人税率引き上げ案の挫折とその意義—

はじめに—法人税増税への転換—

2021年1月に発足したバイデン政権が掲げた政策スローガンは「ビルド・バック・ベター (Build Back Better)」、よりよき再建であった。このスローガンの下、1月に「アメリカ救済プラン(The American Rescue Plan)」、3月に「アメリカ雇用プラン (The American Jobs Plan)」、4月に「アメリカ家庭プラン (The American Families Plan)」が順次、公表されていった。

このうち、アメリカ雇用プランは今後 8 年間にわたり連邦政府が総額 2.3 兆ドルもの巨額な投資を行うとした経済対策であった。内容は大きく次の 6 つの柱から構成されている。すなわち、1) ハイウェー、橋、港湾などのインフラの整備や森林や湿原などの自然環境の保全、2) 水道、電力、ブロードバンド網等のライフラインの整備、3) 学校、保育所、政府施設等の建て直しや老朽化対策、4) ケア産業への投資と在宅サービスの充実、5) 製造業の活性化、サプライチェーンの確保等の産業政策への投資、さらに 6) 安全で衛生的な労働環境の改善等である¹。

こうした内容を実現するため法人税の増税が計画された。法人税率の引き上げや国際課税の強化、大法人に対するミニマム帳簿税 (minimum book tax) の創設等を通じて、今後 10 年間で 2 兆ドルもの財源を調達するとしていた。この法人税改革の詳しい内容については、同年 4 月に別途、公表されたメイド・イン・アメリカ税制プラン (The Made in America Tax Plan、以下バイデン税制プランとする) の中に説明されている。

バイデン税制プランは法人税率の再引き上げを掲げているように、2017 年に行われたトランプ税制改革と全く異なる政策思想を持っている。トランプ改革では、法人税減税はアメリカの国際競争力の回復や経済成長を約束するもので、労働者の賃金の引上げも期待できると謳っていた。これまで法人税率の減税プランはあった。例えば、2012 年のオバマ政権の「企業税制改革に関する大統領の構想 (The President's Framework for Business Tax Reform)」における法人税率の 28% 引き下げ案や 2014 年のキャンプ (Dave Camp) 下院歳入委員長による下院法 1 号の法人税率 25% 引き下げ案等がそれである²。しかし、これらの改革案は税収中立的な改革で、名目税率の引き下げと同時に課税ベースを拡大させ財政赤字を防ぐよう配慮されていた。しかし、トランプ改革は税収中立の目標を外し、減税による成長で税収を長期的に自己調達 (self-financing) する前提に立っている³。まさにサプライサイド的な内容の改革であった。

一方、バイデン税制プランでは、トランプ減税は経済成長や労働者に対する賃上げに何ら効果は発揮しなかったと批判する。そこで法人税を増税してアメリカ雇用プランに投資することで、国際競争力の強化と経済成長を促すことを提案する。また、トランプ減税の恩恵の多くは富裕層に帰着し所得格差を拡大させているので、労働者に便益を与える教育や福祉、環境対策に法人税の財源を支出することも提案している。つまり、バイデン税制プランは格差是正も念頭に置いた需要サイドの改革案であると言えるのである。

さて、本論文の目的は、トランプ改革からわずか 4 年で増税へと方向転換を図ったバイデン政権の法人税改革案を検討するものである。論文ではまず、アメリカ法人税制の概要について述べ、2017 年のトランプ改革の効果について見ていく。次に、トランプ改革の抜本的な見直しを掲げたバイデン税制プランの内容を明らかにした上で、同プランに対する評価や連邦議会における議論について検討する。以上を通じて、バイデン政権の法人税増税の意義と政治的な限界について考察する。

¹ The White House(2021a).

² 加藤(2015),93~95 ページ、オバマ政権の法人税改革案は諸富(2016),218~220 ページ。

³ 河音(2020),139~140 ページ。

I アメリカ法人税制の概要

1. 法人税の仕組み

本論に入る前に、アメリカ法人税制の概要について簡単に説明しておく⁴。アメリカで法人税が導入されたのは、第1次大戦前の1913年に遡る。この時、個人所得税と合わせて法人税が導入された社会的背景は「アメリカ経済の発展に伴う貧富の格差の拡大等の社会的な諸問題に対するポピュリズムや革新主義による政治的批判が高まったためである」⁵。

法人税は導入直後、零細な財源であった。しかし1917年にアメリカが第一次大戦に参戦した後は、戦時財源として超過利潤税が導入されたこともあって大幅に増加した。それ以降、法人税は連邦政府の主要な税源として連邦財政を支え続けているのである。

法人税の課税対象はC法人(c corporation、内国歳入法のサブチャプターCに規定されている法人)である。C法人においては、法人段階で法人税が、株主段階で配当、実現キャピタルゲインが課税されている。一方、個人事業主(sole proprietorships)、S法人(s corporation)、パートナーシップ(partnership)、有限責任会社(LLCs)はパススルー法人(pass-throughs)と呼ばれ、所有者に所得がパススルーされ、個人所得税が課税されている。その際、個人株主がパススルー法人から得た所得の20%は所得控除(一部のサービス事業者は除く)される⁶。2015年度のC法人とパススルー法人の申告数は約350万件で、うち72.0%が個人事業主、12.8%がS法人、7.2%が有限責任会社、3.4%がパートナーシップで、C法人はわずか4.6%に過ぎない⁷。

法人税の納税額は、(総収入 - 控除可能な経費(deductible expenses) = 課税所得) × 税率 - 税額控除により算出される。課税所得は総所得から事業経費等の控除可能な経費を差し引いたものである。総所得には、財・サービスの販売、投資所得、ロイヤリティ、賃貸料、キャピタルゲイン等が含まれ、控除可能な経費には、従業員報酬、減価償却費、物品・材料費、宣伝費、支払利息、寄付金等が含まれる。

課税所得がプラスの場合には、21%の比例税率が課されるが、課税所得がマイナスの場合、純損失・欠損金控除(NOLs, net operating losses)が認められる。2018年以降、純損失・欠損金控除は無期限に繰越可能で、控除額の上限は課税所得の80%とされている⁸。さらに税率が課された後、各種の税額控除がある。これには、研究開発税額控除(research credit)、低所得住宅税額控除(low-income housing tax credit)、雇用機会税額控除(work opportunity tax credit)、新市場税額控除(new market tax credit)等がある。

2017年のトランプ政権の税制改革、すなわち減税・雇用法(Tax Cuts and Jobs Act)の関連で主要な法人税の改正点について見ておく⁹。1) 税率の引き下げ。従来は21%から35%の緩やかな累

⁴ アメリカ法人税制の概要については、Sherlock and Marples(2020),伊藤(2020)参照。

⁵ 渋谷(1995),6ページ。

⁶ 20%の所得控除は2025年までの时限措置(sunset)が課されている。

⁷ Keightley (2020),p.2.

⁸ コロナウイルス支援、救済及び経済安全保障法(Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security(CARES)Act)は、2018年から2020年まで80%の制限を臨時に停止していた。

⁹ トランプ政権による法人税改革については、Keightley and Sherlock (2017),河音(2020),片桐(2018)。

進税率であったが、21%の比例税率に一本化され引き下げられた。2) 減価償却制度の拡大 (bonus depreciation)。従来は50万ドルの資産まで即時控除され、当該課税年度に事業に供される資産の総額が200万ドルを超えた場合、控除額が遞減する仕組みとなっていた。これを2022年までは、即時控除額を100万ドルとし、控除額が遞減する金額を250万ドルに引き上げた。3) 純損失・欠損金控除の制限。従来、純損失・欠損金の2年間の繰戻しと20年間の繰越しは認められていたが、繰戻しは不可（コロナ支援の例外規定もある）となり繰越しについては無期限に課税所得の80%を上限に認めるとした。4) 利子控除の限度額の引き下げ。従来、株式・負債比率が1.5を超える企業に対して、純利子の控除額の限度を調整課税所得 (adjusted taxable income)¹⁰の50%としていたが、これを30%に引き下げた。但し、過去3年間の売上高の平均が2500万ドル以下の企業に対しては利子控除の限度額の適用をしていない。5) 代替的ミニマム法人税 (corporate AMT) の廃止。従来は、4万ドルを超える課税所得（代替的最低課税所得）に対して20%の代替的ミニマム法人税を課税していたが、これを廃止した。

多国籍企業に対する課税ルールもトランプ税制改革で大きく変更された¹¹。従来は全世界主義課税 (world-wide tax system) が採用されていたが、領土主義課税 (territorial tax system) に変更されたのである。全世界主義課税の下では、外国子会社の所得は本国の親会社に送金されるまで課税は繰延されることになるが、領土主義課税では本国で課税する機会は恒久的に失われることになる¹²。このため、GILTI (global intangible low-taxed income:米国外軽課税無形資産所得合算課税)、FDII (foreign-derived intangible income:外国源泉無形資産関連所得)、BEAT (base erosion and anti-abuse tax: 税源浸食濫用防止税) の3つの制度が導入された¹³。

GILTIは海外子会社が稼得した所得に対してアメリカ本国でミニマム税率を課す制度である。文末の補足1の計算例で示すように、外国子会社が保有する固定資産の10%を無形資産とみなして控除しGILTI所得とする。そして、GILTI所得の50%の金額に、法人税率(21%)を課税するので、税率の半分の10.5%で課税されることになる。

FDIIは、アメリカ企業が国内に保有する無形資産（特許、商標、著作権）を使って国外に財・サービスを輸出して得た所得をFDII（外国で稼得した無形資産所得）に分類し、これに37.5%の所得控除を認め、低い実効税率（控除後の税率13.125%）を課す仕組みである¹⁴。

さらに、BEATは、アメリカ国内で事業活動を行う国内、国外法人（売上高500万ドル超）の対外的な利益移転や税源浸食を防止するために、ミニマム税を課す仕組みである。補足1で示すように、税源浸食支払額 (base erosion payments)、すなわち国外の外国法人に送金したことで課税所得から一旦控除された金額を、課税所得に算入（修正課税所得額）して、10%のミニマム税率を課している。

¹⁰ 調整課税所得は、課税所得から、1) 営業又は事業に關係のない所得・利得・費用・損失や2) 事業上の支払利息等の項目を除外して算出。伊藤(2020),451ページ。

¹¹ 国際課税のルールの変更について吉弘(2018),5~8ページ。

¹² 資本参加免除制度 (participation exemption system) が導入されることで、内国法人が受け取る国外源泉所得に対して100%控除されるようになった。

¹³ Burman and Slemrod (2020), p.93.

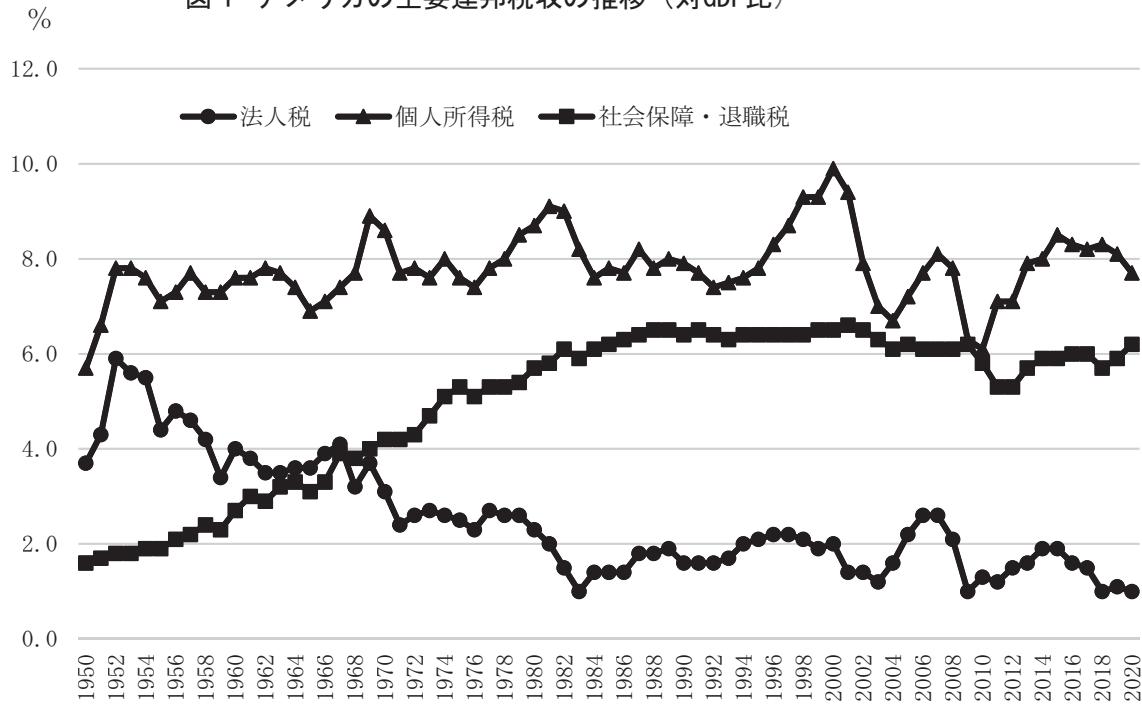
¹⁴ $(1 - 0.375 \text{ (控除率)}) \times 0.21 \text{ (税率)} = 13.125\%$

これらの仕組みに加え、外国子会社に留保された未配当の収益に対する移行的な課税措置 (transition tax) が導入された。これは 1986 年以降、外国子会社に留保されてきた未配当の収益に対して、1 回限りで課税する措置で、現金に対して 15.5%、現金以外に対して 8% の税率が適用された。このため、純粋な領土主義課税と異なる「準領土主義課税 (quasi territorial tax system)」と説明されている¹⁵。

2. 法人税収の規模と推移

次に、法人税の規模と税収の推移について見ておく。2020 年度の法人税収は 2118 億 4500 万ドルで連邦税収の 6.2% を占める¹⁶。連邦税では個人所得税収 1 兆 6087 億ドル (47.0%)、社会保障・退職税収 1 兆 3100 億ドル (38.3%) に次ぐ第 3 の税源であるが、図 1 に示すように GDP に占める法人税収の割合の低下は顕著である。1952 年は対 GDP の 6.2% であったが 70 年代は 3% 台に半減し、80 年代以降はほぼ 2% 台で推移していた。2017 年のトランプ税制改革以降はさらに割合が低下し、わずか 1% 程度になっている。

図 1 アメリカの主要連邦税収の推移（対GDP比）



出所) OMB(2021a), Historical Tables, Table 2.3 参照

¹⁵ Sherlock and Marples (2020), p.13.

¹⁶ 数字の出所は、Office of Management and Budget (2021a), Table 2-1,2-2.

法人税が長期的に低下した理由として、次の要因が挙げられている¹⁷。

1つは、名目税率の引き下げや租税優遇措置（投資税額控除や減価償却制度）等で実効税率が低下したことである。特に、名目税率（最高税率）は1950年代から80年代半ばまで約50%の水準であったが、1986年のレーガン税制改革を機に30%台に下がり、2017年のトランプ改革では21%にまで低下したのである。

2つは、法人税が課税されないパスルー法人の数が増え、これらの法人の事業所得も増加したことである。1980年、事業所得に占めるC法人の割合は78%で、残りはほぼ個人事業主であった。しかしそれ以降は、S法人、パートナーシップ、有限責任会社による事業所得が増加し、2015年では、C法人の割合は5割弱（46%）に低下している¹⁸。パスルー法人の事業所得に課税できないことが法人税の減収を招いているのである。

3つ目は企業の利潤を低下させる潜在的な要因が作用していることである。これには、1) 多国籍企業による海外への利潤シフトが進展したこと。2) 収益の浮動性が高い産業（volatile industries）の割合が増加したこと。3) ベンチャー企業が台頭（創業間もない企業は収益性が低い）したこと。さらに、4) 企業には納税申告を目的に利潤（財務会計報告の利潤とは異なり）を低く見せるインセンティブが働いていることが挙げられている。こうした要因が働き、法人利潤が低下し課税ベースの縮小が生じたのである。

II トランプ政権の法人税改革と実際

1. 大統領経済諮問会議『法人税改革と賃金：理論と実証』の概要

先にも見たように、トランプ減税によってレーガン改革以来の法人税率の大幅な引き下げが行われた。トランプ減税の考え方は、サプライサイド的であった。現行の法人税率は国際的に見て高く、企業が国内に立地し投資を行い、所得を申告する意欲を失わせている。このため、法人税率を引き下げることで企業の国内投資を促し労働生産性を引き上げ、生産力や賃金を高めようと考えたのである¹⁹。

この政権の意図を理論的に正当化したのが大統領経済諮問会議（The Council of Economic Advisers）の報告書『法人税改革と賃金：理論と実証（Corporate Tax Reform and Wages :Theory and Evidence）』である²⁰。この報告書の内容を概観し、トランプ政権の法人税改革に対する理論的な背景を理解することにする。

さて、報告書の内容は次のようなものである。1990年から2016年の間、アメリカの中位賃金（median wage）の平均伸び率は0.6%と停滞している反面、企業利潤のそれは11%と大きく伸びている。1990年代までは法人利潤が1%伸びれば賃金も1%以上上昇する関係にあったが、現在では法人利潤が伸びても賃金の伸び率は低いままである。こうした関係が生じた背景には国際的な租税競争があるが、ではどうすれば、法人利潤と賃金の関係を90年代以前と同様な関係に戻

¹⁷ Keightley (2011), p.3.

¹⁸ Keightley(2020),p.3 参照。

¹⁹ Gale and Haldeman(2021),p.3 参照。

²⁰ The Council of Economic Advisers(2017)参照。

すことができるのだろうか。そのカギとなるのが法人税率の引き下げである。

多くの研究では法人税率の引き下げは法人が追加的な資本投資を行うインセンティブとなるので、資本形成の増強と生産力の拡大を生み出すことができると示されている。また、労働と資本は補完的な関係にあるため、資本形成が進めば労働需要も高まり、労働生産性も向上することになる。このように、法人税率の引き下げは資本形成を通じて賃金の上昇も生み出すことになる。

以上のこととは、法人税の労働への転嫁に関する実証研究からも裏付けられている。1962 年の Harberger モデルでは、資本が国際移動しない閉鎖経済を前提としていたため、法人税の負担はすべて資本所有者に帰着するとしていた。しかし経済がグローバル化する中、その前提は変わりつつある。最近の研究では、資本は労働よりも移動可能性が高いことを前提に、労働者の負担割合は Arulampalam et al. (2012) は 50%以上、Desai et al. (2007) は 45%から 70%、Gravelle and Smetters (2006) は 73%（資本移動が自由な場合）とし、議会予算局（Congressional Budget Office: CBO）の Randolph (2006) では 70%と推計している。つまり、これらの実証研究から法人税の 50%以上は労働者が負担しているので、法人税率の引き下げは賃金の引き上げをもたらすことが明らかとなる。

さらに、Desai et al. (2007)、Felix(2009)の研究を参考に法人税率の賃金に対する課税弾力性を求め、法人税率を 35%から 20%に引き下げた場合の家計所得の影響について推計する。弾力性を -0.16 とする控えめなケースでは、法人税率の 20%への引き下げは平均家計所得（2016 年）を約 4000 ドル増加させる。また、弾力性を -0.33 とする楽観的なケースの場合では、約 9000 ドルに増加させることができることが示されている²¹。

ところで、法人税率の引き下げはアメリカの多国籍企業が海外に移転させた利潤を国内に還流させる効果ももつ。アメリカ本国を拠点とする多国籍企業が国外に投資した利潤の割合（3 年移動平均）は年々増加しており、1984 年は 42%であったが、2016 年には 70%に達している。こうした法人利潤の海外移転は国際的な法人税率格差を反映しているためである。

Hines and Rice (1994) によれば、法人利潤に対する課税弾力性は -2.25 と推計されている。つまり、1%の法人税率の引き上げは 2.25%の法人利潤の海外移転をもたらすことになる。この課税弾力性を用いると、法人税率の 20%への引き下げは 1400 億ドルの法人利潤を国内に還流させることになる。こうして還流した所得の 30%が労働者の所得として留保されると仮定すると、法人税減税は家計所得を 1%引き上げることにも繋がる。

以上が、『法人税改革と賃金』の概要である。繰り返すと、同報告書の推計に従うと、法人税は資本（=株主）よりも労働者に多く転嫁されているため、法人税率を 20%に引き下げるとき、労働者の賃金は年 4000 ドルから 9000 ドルに引き上がることになる。また、国際的な資本還流も考慮すれば、家計所得を 1%引き上げることにも繋がる。

同様の推計は翌年の大統領経済諮問会議『2018 年大統領経済報告（Economic Report of the President）』でも踏襲された。同報告書によると、法人税率の 21%の引き下げと減価償却制度の

²¹ 法人税率の引き下げが家計所得、すなわち賃金を引き上げることは、OECD 諸国の賃金の推移からも見ることができる。法人税率（名目税率）の高い上位 10 か国と下位 10 か国の 2013 年から 2016 年の賃金上昇率を比較すると、後者の方が前者に比べ平均 2%高いことが示されている。Ibid.,pp.7-8.

拡大を合わせた経済成長に対する効果は、GDP を長期的に 2%から 4%押し上げ、单年度では CBO のベースライン予測よりも 0.4%高くなると推計している²²。

まさに、租税転嫁論を使って、法人税減税は資本のためでなく労働者のために行う改革であることが根拠づけられたのである。この理論に対しては、Saez and Zucman(2019)からは法人税は労働者でなく資本 (=株主) にすべて転嫁されていると批判されたが、政治的には労働者転嫁論の方が受け入れやすく、連邦議会ではトランプ減税は恒久減税の形で承認されたのである²³。

2. トランプ改革後のアメリカ経済

それでは、トランプ税制改革は、『法人税改革と賃金』で想定された効果を実際に発揮したのであろうか。トランプ改革後のアメリカ経済の変化を見ていくことにしよう。Gale and Haldeman(2021)の研究は、トランプ改革による 1) 税収、2) GDP、3) 労働市場、4) 利潤の海外移転に関する影響を分析している。この研究に沿ってトランプ改革後の経済的影響について見ていく²⁴。但し、2020 年からは COVID-19 の影響があるため、分析の対象期間はトランプ改革後の 2018、19 年度の 2 か年度に限定される。また、法人税減税だけでなく所得税減税の効果も含まれている。

まず 1) の税収効果についてである。税制改革当時は税率引き下げが増収効果をもたらすとするラッファー効果を期待する見方もあったが、実際には大幅な減収が生じた。税制改革前の 2017 年 6 月の CBO の税収予測（表 1）によると、2018 年度の法人税収の予測額は 3240 億ドルであったが、実際にはそれよりも 36.8% も低い 2047 億ドルであった。2019 年度も同様に 33.1% も低い状況にあった。このように、トランプ改革は法人税収の大幅な税収減をもたらしたのである。

2) の GDP への影響である。図 2 に示すように、トランプ改革前の 2015 第 4 四半期から 2017 年第 4 四半期までの実質 GDP の伸び率（年次ベース）と改革後の 2017 年第 4 四半期から 2019 年第 4 四半期までの実質 GDP の伸び率（年次ベース）を比較すると、前者が 2.41%、後者は 2.44% とほぼ変化が見られていない。ここから、税制改革は GDP にほとんど影響を与えたことが推測される。GDP の項目を見ると、改革前後で実質非住宅固定投資（real private nonresidential fixed investment）は 3.39% から 3.98%、実質政府支出（real federal government consumption & gross investment）は 1.32% から 2.27% に増加しているが、GDP の約 7 割を占める実質個人消費支出（real personal consumption expenditures）は 2.81% から 2.43% に低下している。トランプ改革は消費需要を刺激せず、政府支出と民間投資が GDP の伸びを維持したと言える。

それでは民間投資の増加はトランプ改革の成果であろうか。これに対しては否定的な評価がなされている。1 つは投資が増加したタイミングが改革の影響を反映していないからである。図 3 は、四半期ベースの実質非住宅固定投資の伸び率の推移である。実質非住宅固定投資が大きく伸

²² The Council of Economic Advisers (2018), p.68.

²³ 資本課税と資本蓄積と間に長期的な関係は見られない。資本所得に高い税率を課しても貯蓄率や投資率に影響しないので、資本に対する税は労働者でなく、資本所有者が負担することになる。Saez and Zucman (2019), pp.101-103.

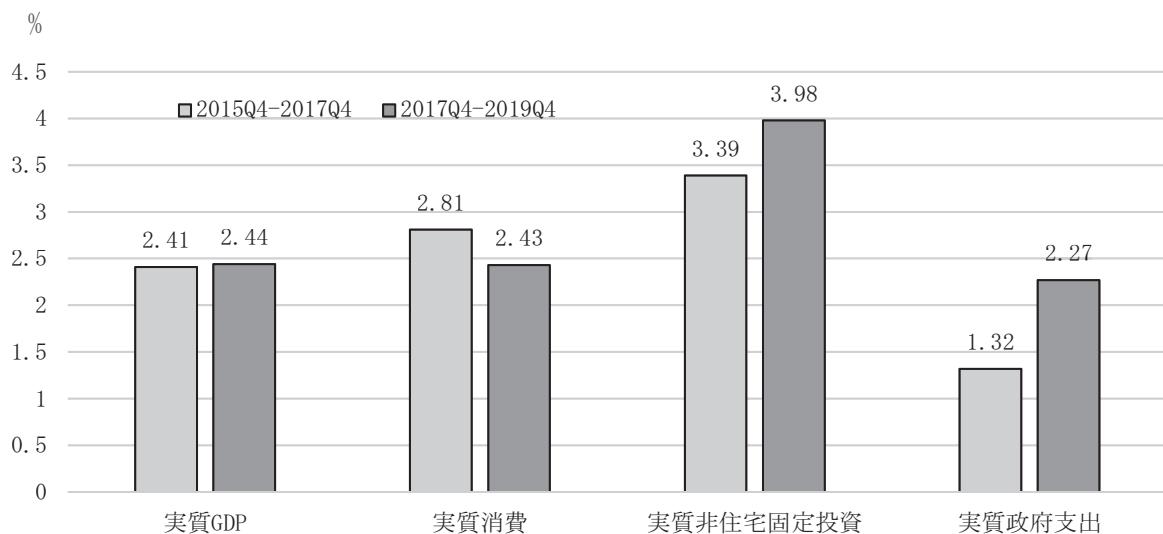
²⁴ 同論文を参考にデータは筆者が加工した。

表1 法人税の税収額と予測額 (単位:10億ドル)

年度	法人税収額	CBOによる税収予測	予測額と比較した減収割合(%)
2017	297.0	310	-4.2
2018	204.7	324	-36.8
2019	230.2	344	-33.1
2020	211.8	380	-44.3

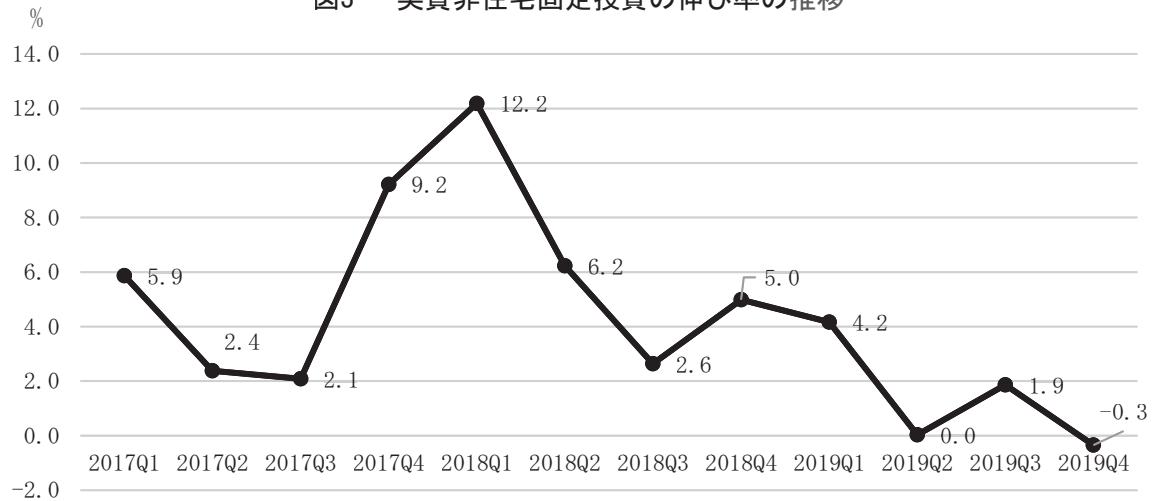
出所) CBO(2021a), CBO(2017)より作成。

図2 トランプ改革前後の実質GDPの変化



出所) CBO(2021b)より作成。

図3 実質非住宅固定投資の伸び率の推移



出所) CBO(2021c)より作成。

表2 トランプ改革後の実効税率の引き下げと投資の伸び率

	2018年		2019年	
	実効税率の引き下げ(%)	投資の対前年度伸び率(%)	実効税率の引き下げ(%)	投資の対前年度伸び率(%)
設備	-7.9	6.4	-10.0	3.3
構造物	-6.9	4.0	-7.0	2.0
知的財産	-5.5	11.3	-5.7	7.0

出所) CBO(2018), CBO(2021b)より作成。

びたのは、トランプ改革が議会で成立（2017年12月）した直後の2018年第1四半期（12.2%増）で、それ以降は傾向的に増加率が低下している。改革が投資にプラスに影響するならば投資への影響はその直後だけでなく、18年、19年にも継続的に現れるはずであるがそうはならなかった。

また、トランプ改革によって実効税率が下がった分野と投資の伸び率に関係が薄いことも指摘されている（表2）。税制改革によって、C法人の設備投資（equipment）の実効税率は-7.9%、構造物投資（structures）は-6.9%、知的財産投資（intellectual property products）は-5.5%引き下がることになった。設備投資の実効税率は大きく下がっているが投資額の伸びは同年6.4%と低く、しかも2019年には3.3%に伸び率が下がった。逆に実効税率が低い知的財産分野の投資の伸び率が11.3%と高く、伸び率も維持された。

3）の労働市場の影響についてである。トランプ改革による法人税率の引き下げや海外からの法人利潤の還流は労働者の賃金の増加に寄与すると言われていた。GDP同様、2015年第4四半期から2017年第4四半期までと2017年第4四半期から2019年第4四半期までの雇用、賃金の変化を比較する（表3）。雇用者数（農業部門は除く）は改革前の年間伸び率は1.39%に対して、改革後のそれは1.55%となっている。改革後の方が雇用者数の伸びはわずかに高くなっている。一方、賃金・俸給の伸び率は改革前4.42%に対して、改革後は4.39%とわずかに低下している。この時期、失業率は低下傾向（2016年4.9%から2019年3.7%）にあり、労働市場がひっ迫していたことを考えると賃金・俸給の伸びが上昇しなかったことはトランプ改革の賃金への影響は小さかったと言えよう。

4）の利潤の海外シフトに対する影響である。法人税率の引き下げと領土主義課税への転換は利潤の海外シフトを抑制し国内への資本還流を促すと言われてきた。しかし、Clausing(2020)の研究によれば、7つのタックスヘイブン（バミューダ諸島、ケイマン諸島、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、シンガポール、スイス）への直接投資額はトランプ改革前後でほぼ変わらず（税引き後所得の61%、GDPの1.5%程度）、資本流失を抑制する効果は見られなかつたとされる。一方、外国子会社に留保された未配当の収益に対する移行的な課税措置が採られたことで、国内への資本還流が進んだ²⁵。2018、19年度の還流額は2010年度から17年度の平均額よりも4700億ドルも急増した。この膨大な資金は設備投資に使われた割合は低く、大半は大法人の自社株買いや配当に使われたとされる。IMFのKopp et al. (2019)の研究によれば、S&P500に上場している法人では、2018年に増加した資金の81.0%を自社株買い・配当等に、14.4%を資本投

²⁵ アメリカ企業の海外収益の本国還流は河音(2020)の第3図に示されている。

資に、さらに4.6%を研究・開発に使ったとされる。

以上の分析結果は2018、2019年度の短期に限定されたもので、しかも実質GDPや賃金・俸給などマクロの経済指標に基づくもので個別の企業行動を対象としたものではない。その限りにおいてはトランプ改革の効果は大統領経済諮問会議が予測したものとは違った結果になったと言えよう。片桐(2020)の言を借りると「2017年減税雇用法(TCJA)の大規模減税の実施は、政権側の期待や喧伝とは裏腹に、さしたる経済成長を生まず、財政赤字は拡大し、わざわざ中間層のための減税と銘打ったにもかかわらず、租税の便益は富裕層と大企業に帰着」したことになったのである²⁶。

もっとも、サプライサイド的な効果を分析するにはより長期的に影響を見なければならぬが、COVID-19による突然の景気の後退がそれを困難にしている。こうした中、2021年にはバイデン政権が誕生しトランプ改革を真っ向から否定する税制改革案を提示することになったのである。

表3 雇用者数、賃金・俸給の年次ベースの伸び率（単位：%）

	雇用者数	賃金・俸給
2015Q4～2017Q4	1.39	4.42
2017Q4～2019Q4	1.55	4.39

出所)CBO(2021b)より作成。

III バイデン税制プランと法人税改革案

1. 法人税制が抱える問題点

バイデン政権は、2021年4月にメイド・イン・アメリカ税制プランを公表した²⁷。このバイデン税制プランは、現行の法人税制について5つの問題点を指摘し、その是正策として7つの改革案を提示している。トランプ税制改革に対するバイデン政権の評価について理解するために、まずこの5つの問題点を見ていくことにしよう。

1つ目は税制の効率性の問題である。トランプ改革によって法人税が減税されることで投資の拡大や経済成長が促進されると言われたが、実際には実現しなかった。法人税減税によって増加した法人の現金残高の1／5程度しか資本投資や研究開発に使われず、大半は自社株買いや株主に対する配当に使われた²⁸。そもそも、法人税減税が投資の拡大を促さないのは、法人税の課税ベースの多くが正常利潤(normal profits)でなく超過利潤(excess profits)から構成されているからである。正常利潤の多くは租税特別措置(加速度減価償却制度等)によって課税ベースから控除されている反面、超過利潤は法人の市場支配力(market power)に伴って拡大している²⁹。2013年の数字で見ると、法人税の課税ベースの実に3／4以上は超過利潤によるものである。このよ

²⁶ 片桐(2020),p.147.

²⁷ U.S. Department of The Treasury (2021a).

²⁸ 数字の根拠は先に述べた Kopp et al.(2019).

²⁹ リスクフリーの世界では、企業の正常利潤率は安全利子率と資本減耗率の合計である。税控除によって正常利潤に課税されない場合、企業の投資判断に課税は影響を与えないことになる。Power and Frerick(2016),p.845. 同様な議論として、スティグリツ(2020),原注 p.16.

うに、法人税を減税しても正常利潤の税負担に大きく影響しないので、法人の投資インセンティブは刺激できないのである³⁰。

また、トランプ改革によって法人の国内投資が促され国際競争力が改善すると言われたが、新たに設けられた GILTI、FDII の 2 つの制度によても、低課税国への利潤シフトを抑制することはできなかった³¹。GILTI の場合、海外の子会社が所得を稼得しても保有する固定資産額の 10% を控除できるため、海外に工場や設備を移転すれば税負担は軽減できる。また、FDII の場合、輸出産業が国内に保有する固定資産を減らし海外に移転させると、海外で稼得した無形所得の割合が増え、その分に FDII の低い実効税率（13.125%）が適用されることになる³²。

しかも、アメリカ企業の株式の多くは外国人投資家が保有しており、法人税減税は国内投資家よりも海外投資家に恩恵を与えている。こうしたことから、現行税制は海外への利潤シフトを優遇し、国内で事業活動を行う法人に不効率なインセンティブを与える結果となっている。

2 つ目は税制の公正の問題である。近年、労働分配率が低下し所得格差が拡大している。この原因は資本から労働に税負担が相対的にシフトしたからである。キャピタルゲイン、配当、法人所得に対する税負担は減り、売上や賃金に対する税負担が増えている。連邦税を見ても、法人税収の割合は 10%にも満たず、個人に対する税が 80%以上を占めているのである。労働所得に対して資本所得を優遇する課税措置は、資本所得が集中する富裕層に恩恵を与えている。2019 年ではトップ 5 % に位置する富裕層の所得の 71% は資本所得から構成されているのである。

また、法人税の多くは株主が負担しているので、法人税減税は株主に恩恵を与えている。しかも、株式の 1 / 3 は外国人投資家が保有しているため、トランプ改革後の分析によると、法人税減税の租税便益はアメリカ中所得層の 3 倍も外国人投資家に発生したと推計されている。

さらに、法人税は名目税率と実効税率との間に大きな乖離があることも公正の点から問題である。海外への利潤のシフトや租税優遇措置によりアメリカの多国籍企業の実効税率はわずか 8 % に過ぎず、大法人の税負担は大きく軽減されているのである。

3 つ目は税収調達力の問題である。トランプ税制改革によって、連邦税収の対 GDP 比は 16 % にまで低下した。これは過去 20 年平均と比べ 4 % も低い水準である。法人税の対 GDP の割合は長期的に 2 % で安定していたが、トランプ減税で半分の 1 % に半減した。

このことは法人利潤の傾向と比べると対照的である。法人利潤の対 GDP の割合は 1980 年から 2000 年は平均 5.4 % で、2005 年から 2019 年の平均は 9.7 % と増加しているからである。この法人利潤と法人税収の乖離の原因の一端は、現行税制が大法人による利潤の海外シフトを刺激していることがある。法人税制と国際課税制度を抜本的に見直せば大規模な税収を調達できる。表 4 で示すように、従来から OECD 諸国と比べてみてもアメリカの法人税の対 GDP の割合は低く、トランプ改革後、その差はさらに開いている。この差を半分に埋めるだけで、アメリカ雇用プラン

³⁰ 逆に超過利潤に課税しても、歪みを生じさせることなく税収を生み出すことができる。

³¹ 例えば、アメリカ企業がアイルランドに 10 億ドルの固定資産を保有し、1.5 億ドルの所得を稼得したとする。もし課税回避しようと思えば、新たに 5 億ドル分の設備をアイルランドに投資すればよい（1.5 億ドル - 15 億ドル × 10% = 0）。Wamhoff (2021)。

³² FDII のみなし無形所得は、（課税所得 - 10 % × 適格事業資産投資額）で計算されるため、適格事業資産（国内の固定資産）の部分が減れば、みなし無形所得の部分が大きくなる。

の財源を十分生み出すことができる。

4つ目は国内利潤の海外シフトの問題である。先にも述べたように、トランプ税制によって法人税率は歴史的にも国際的にも低い水準にあるが、GILTI を通じて、法人利潤は高課税国にも低課税国にもシフトされている。GILTI はカントリーベースでなくグローバルベースで課税するので、多国籍企業は高課税国の海外子会社からの所得と低課税国からのそれを混ぜ合わせることで、国内法人と比べ半分かそれ以上に税負担を軽減できるというメリットをもっている（詳しくは文末補足2を参照）。

2018年、アメリカの多国籍企業が利潤を投資した上位10か国のうち7か国はタックスヘイブン（バミューダ諸島、ケイマン諸島、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、シンガポール、スイス）であった。中国、インド、日本、フランス、カナダ、ドイツを合計した金額以上にこれらのタックスヘイブンに投資した金額は大きい。バミューダ諸島だけでアメリカの多国籍企業が海外に保有する利潤の10%が投資されている。つまり、トランプ税制改革後もタックスヘイブンへの利潤シフトの状況は変わっていないのである。

表4 GDPに対する法人税収の割合

	アメリカ	OECD平均
トランプ改革後(2018–2019年平均)	1.0	3.1
トランプ改革前(2013–2017年平均)	2.0	2.9
2000–2012年平均	2.0	3.0

出所) U.S. Department of The Treasury(2021a), p.15, Table 1参照。

最後にクリーン・エネルギーへの転換の問題である。石油、天然ガス、石炭といった化石燃料産業は租税優遇措置によって、他産業と比較して税負担が軽減されている。このことによって税の減収だけでなく、クリーン・エネルギーへの転換、長期的なエネルギー自給、地球環境対策も滞っている。また、化石燃料産業への補助は大気や水質の状態を悪化させているが、こうした負の外部性に対して、政府は化石燃料産業に負担を求めていない。つまり、「暗黙の補助（implicit subsidy）」を与えていたことと同じである。逆に、幅広い環境問題に対応するのに不可欠なクリーン・エネルギー産業への投資は不十分となっている。このため、化石燃料産業に対する補助を廃止し、クリーン・エネルギー産業への租税インセンティブを大幅に拡大すべきである。

以上、バイデン税制プランはトランプ税制の問題点を5点に渡って指摘している。要約すると、法人税減税は、1) 企業投資や経済成長の水準を引き上げておらず不効率であること、2) 株主の負担を軽減することで所得格差を拡大させており不公正であること、3) 歴史的にも国際的にも法人税の負担は低く税収調達力が低下していること、4) GILTI のような新たな制度を導入しても利潤の海外シフトを抑制できていないこと、さらに、5) 化石燃料産業の租税優遇措置がクリーン・エネルギー産業への転換を遅らせていることが挙げられているのである。

2. バイデン税制プランが示す法人税改革案

次に、バイデン税制プランの7つの改革案について見ていく。

まず第1に、法人税率の再引き上げである。トランプ改革で21%に引き下げた法人税率を

28%に引き上げる。この引き上げによっても法人利潤に対する法人税の割合は 7%に過ぎない。1980 年から 2017 年までの平均水準よりも低く、対 GDP で見ても OECD よりも低い水準にある。

法人税率の再引き上げの目的は財源調達だけでなく、所得格差の是正もある。法人税はアメリカ税制において最も累進的な税の 1 つであり、最低一度、資本所得に課税できる最終手段 (backstop) の役割を果たしている。このため、法人税がなくなれば、資本所得の大部分は課税回避されることになる。

また、企業投資の水準は法人税の名目税率以外、すなわち、労働者の健康や教育水準等の事業環境、社会制度、他国との安定的な国際関係にも大きく依存している。このため、政府が増収した法人税を活用してインフラ、テクノロジー、グリーン産業に投資し長期的な経済繁栄の土台を作り、そのことによって雇用の創出を図ることにする。

第 2 に、生産や利潤の海外シフトを抑制することである。のために、トランプ税制で導入された GILTI の仕組みを抜本的に改革する。具体的には、GILTI は外国子会社の保有する固定資産の 10%の所得控除を認めていたが、この控除を廃止する。また、GILTI は納税額をグローバルベースで計算しているが、これをカントリーベースに変更する。さらに、GILTI のミニマム税率（実効税率）を 10.5%から 21%に引き上げる。これらの措置を通じて、国内投資よりも海外投資を刺激する GILTI の効果を減らすことができる。

第 3 に、国際的な税の底辺競争 (race to bottom) を終結させることである。近年の底辺競争により OECD 平均の法人税率は 32.2% (2000 年) から 23.3% (2020 年) に低下し、税源調達に支障が生じている国も現れている。これを終結させるには、国家間の協調が必要であり、その下で、多国籍企業に対する法人ミニマム税 (corporate minimum tax) の導入を進める必要がある。法人ミニマム税とは、海外で子会社がミニマム税率を下回る税率で課された場合、本国でミニマム税率を適用する仕組みである。

多くの国が底辺競争を止めるためには、まず経済大国がミニマム税を導入する必要がある。そのための第 1 ステップとして、アメリカはまず BEAT を廃止して、他国がミニマム税導入に参加するよう促さなければならない。BEAT は多国籍企業の利潤シフトを抑制する手段として問題がある。BEAT はルール上、税源浸食支払額（国外の外国法人に送金することで課税所得から控除された金額）が法人の所得控除額の 3%を超える場合に適用される³³。よって、法人が海外送金する場合、その所得額の控除を放棄 (waive deduction) すれば 3%未満を維持でき、BEAT は容易に回避できるのである。

こうした欠陥を抱えるため、BEAT を廃止し新たに SHIELD (stopping harmful inversions and ending low-tax developments, 有害な海外への本社移転の防止と低税率競争の廃止措置) の導入を提案する。SHIELD は多国籍企業が低い実効税率しか適用されていない海外の関連会社に送金する場合、税控除を認めないとする制度である。この場合、低い税率とは、BEPs 包摂的枠組みに基づき決定されたミニマム税率 (15%) を意味する³⁴。この SHIELD に転換することによって、

³³ 海外送金額の所得控除が減れば通常の法人税の課税ベースが拡大するが、税額控除を利用できれば税負担は増えない。

³⁴ SHIELD の説明は財務省のグリーンブック、U.S. Department of the Treasury (2021b), pp.13-14 によるものである。

アメリカ国内からの利潤シフトが制限されるので税収増（向こう 10 年間で 7000 億ドル）にもつながる。

第 4 に、FDII の廃止による輸出優遇措置の見直しである。トランプ税制改革で導入された FDII は、輸出で稼得した無形資産所得に 13.125% の低い税率で課税する制度である。それによって輸出産業（例えば、新薬の特許を持つ製薬メーカー）を支援する一方で、国外への知的財産の移転を防止する狙いももっていた³⁵。

しかし FDII は、国内の研究・開発投資の刺激にならず、単に超過利潤を抱える法人の税負担を軽減しただけである。例えば、国内で新たに投資し工場や設備を置かずとも、海外から製品を輸入して、海外に再販するだけで、FDII の軽課税率（13.125%）の適用を受け、節税できるからである。

また、先にも述べた通り、FDII は工場や設備を海外に移転させるインセンティブを持っているが、そのことは GILTI の課税額の減少にも作用する。なぜなら、海外生産が増加すれば、同時に外国子会社の保有する固定資産も増えるので、固定資産の 10% を控除する GILTI の課税額も減少することになる。よって、FDII を廃止し、税収の増加と国内での研究・開発投資の促進を図ることにする。

第 5 に、大法人に対するミニマム帳簿税の導入である。約 200 の法人で純所得（net income）が 20 億ドルを超えると公表しているが、これらの法人のかなりの部分は連邦税を納税していないか税の還付を受けている。つまり、株主には巨額の利潤を生みだしていると公表しつつも、内国歳入庁には各種の税控除を利用することで課税所得を少なく申告しているのである。

こうした乖離が生じている法人に対して、ミニマム帳簿税を新たに導入することにする。この新税は、20 億ドルを超える世界合算帳簿所得（worldwide book）を有する法人を対象に、同所得に対して 15% のミニマム税を課税するものである³⁶。具体的には、課税前の世界合算帳簿所得（帳簿所得から帳簿欠損金を控除後の所得）の 15% から一般事業税額控除（general business credit）³⁷と外国税額控除を差し引き、仮の帳簿ミニマム税（book tentative minimum tax: BTMT）を算出し、これ（BTMT）が通常の法人税額を超える場合、その部分をミニマム帳簿税として課税する仕組みである。

第 6 に、化石燃料産業に対する租税優遇措置の廃止である。石油、ガス産業に対する租税優遇措置や補助金は地球環境に負荷を与えてるのでこれを廃止する。その一方でクリーン・エネルギー産業を支援するとともに、自然災害に強いインフラを整備していくことで環境対策や雇用の創出を図っていく。

財務省の推計では化石燃料産業への補助金の廃止は将来的に 350 億ドルの歳出削減につながる。しかしこの廃止は、石油、石炭産業には影響するが、ガソリン価格等への影響は小さく、エネルギーの安全保障にも影響がない。化石燃料に代わって、クリーン・エネルギーによる発電、蓄電に対する生産税額控除と投資税額控除を 10 年間継続し、2035 年には炭素排出ゼロの発電を国家

³⁵ FDII は違法な輸出補助金で WTO 協定に反する恐れがあるという指摘もある。Kamin, et al. (2019), p.1499.

³⁶ ミニマム帳簿税の説明は、U.S. Department of the Treasury (2021b), p.21.

³⁷ 研究・開発税額控除、クリーン・エネルギー税額控除、住宅税額控除を含む。

目標にする³⁸。

第7に、内国歳入庁の税務行政を強化することである。労働者の賃金は雇用主を通じて内国歳入庁に申告され源泉徴収される。その一方で、大法人（その所有者である富裕層も）は利潤を海外にシフトさせ税負担を軽減することができる。

内国歳入庁は大法人の課税回避を防ぐという困難な役割を担いつつも、この10年の間、予算は25%も削減されている。このため内国歳入庁は財源難から簡易な税務調査を優先し、大法人に対する複雑な調査を避ける傾向にある。大法人を相手に何年にも渡って税務訴訟を続ける財政的余裕はないからである。そこで大法人の海外への利潤シフトを許す現行の租税制度を見直すとともに、内国歳入庁の予算を拡充し税務行政の強化を図っていく。

以上がバイデン税制プランの7つの改革案である。特朗普改革で実施された法人税率の引き下げは経済成長や雇用創出に効果がないとし、28%に再引き上げする。そして増税で得た法人税収をインフラや環境投資に回す。また、特朗普改革で領土主義課税への転換に合わせて導入されたGILTI、BEAT、FDIIは国内投資を喚起できない、利潤の海外シフトを抑制できないとして見直しを図る。こうした特朗普改革に対する抜本的な見直しをバイデン税制プランは提案しているのである。

またそれとともに、租税の底辺競争を終結させるために、国際的に協調して法人ミニマム課税を導入することや20億ドル超の帳簿所得を有する大法人に対して15%のミニマム帳簿税を課税する提案など、これまでの政権になかった新機軸も打ち出している。これは国際的な課税回避や所得格差の是正はバイデン政権にとって焦眉の課題となっているからであろう。特朗普改革からわずか4年足らずでこのような大きな改革が提案されたわけであるが、果たして連邦議会や経済界にどこまで受け入れられるのか、大きな焦点となっている。

IV バイデン税制プランの評価と連邦議会での審議

1. バイデン税制プランの評価

次に、バイデン税制プランが提示されて以降の評価について見ていくことにする。まずシンクタンクのタックス・ファウンデーション(Tax Foundation)のBunn, McBride, Watson, and York (2021)の評価である³⁹。バイデン政権の法人税の増税はアメリカ国内の生産コストを引き上げ、企業の競争力を低下させると批判する。そして次のような論点を挙げている。

1) 法人税の引き上げは州法人税と合算すると、税率は32.34%になる（現行は25.76%）。OECD諸国や中国よりも高くなる。特朗普改革以前、OECDと比較するとアメリカは最も税率が高かった。このため投資、生産、賃金の伸び率も低く、低課税国への法人のインバージョンが

³⁸ さらに、クリーン・エネルギーを送電する長距離送電網の整備、炭素の吸着と隔離技術に対する租税優遇措置、48C製造業税額控除（48C Manufacturing Tax Credits）の拡大、持続可能な航空燃料に対するブレンダ税額控除（blender's tax credit）の導入、スーパーファンド税

（super fund tax）（汚染物質が廃棄されているスーパーファンド地区における環境保護局の清掃費を賄うための税）の課税が提案されている。

³⁹ Bunn, McBride, Watson, York (2021), pp.1-4.

起こっていた。そのためにトランプ政権で法人税率を引き下げたのであった。

2) トランプ政権の法人税率の引き下げは国際的な法人税の底辺競争を引き起こしていない。現行の税率（25.76%）でも OECD の平均税率（23.4%）よりも高いのである。もし法人税率を 28%に上げれば、推計によると長期的な産出額を 0.8%引き下げ、雇用を 15 万 9000 人削減し、賃金を 0.7%低下させることになる。また、法人税の増税の多くは労働者に転嫁するため、所得の下位 20%の層では、税引き後所得は 1.5%低下することになる。

3) GILTI の税率は 10.5%だが、これに外国の源泉課税が加わるのでそれよりも法人の税負担は重くなる（しかも 80%しか外国税額控除されない）。法人が国内投資を行えば資産は一定金額まで即時控除されるので、トランプ改革は法人の海外シフトにインセンティブを与えていない。FDII によって、知的財産が海外から国内回帰した事実があることもポートマン（Rob Portman）下院議員が連邦議会で証言している。

4) ミニマム帳簿税は法人の納税手続をより複雑化させる。なぜなら法人は、納税額を決定するために課税所得と帳簿所得の 2 つの課税ベースを必要とするからである。また、同税は投資インセンティブを歪めることになる。従来、研究・開発税額控除や加速度償却制度が投資を促進していたが、帳簿所得が課税ベースとなるとそのインセンティブが低下する。さらに、ある年度に法人が税負担を課されないのは、純損失・欠損金控除や各種控除（加速度減価償却等）によるもので、利潤があっても課税されない正当な理由はある。

こうしたバイデン税制プランの批判に対して、予算・政策優先度研究センター（Center on Budget and Policy Priorities）の Marr, Jacoby, Fenton, and Washington(2021)は、バイデン税制プランを好意的に評価している⁴⁰。論点は次の通りである。

1) 法人税率を 28%に引き上げることは税の累進性を高め、政府投資に必要な財源を調達できる。法人税の増税の大部分はトランプ改革で減税の恩恵を受けた株主に転嫁される。株主の多くは高所得層に集中している。最富裕層の 0.1%が総株式の 17%を、最富裕層の 1%が総株式の 50%を保有している。他方、法人税の多くは労働者が負担しているとする議論もあるが、CBO、議会合同租税委員会（Joint Committee on Taxation, JCT）、財務省租税分析室（Treasury Department's Office of Tax Analysis）といった組織も法人税の負担のわずか 1/4 未満しか労働者に転嫁していないとしている。

2) 経済が回復するまで法人税を増税すべきでないとする議論もあるが、過去の事例を見ると増税が賃金の伸び率を低下させたとする証拠はない。逆に戦後、法人税の水準が高い時に、生産性や賃金の伸び率は高かったのである。また、政府が増税で得た財源をインフラ整備に投資すれば増税の負のインセンティブを相殺して余りある経済効果が期待できる⁴¹。しかも、COVID-19 の不況下では低所得層に比べ富裕層の影響は低く格差はさらに拡大している。富裕層に負担を求める法人税増税は公平な経済回復（equitable recovery）にも役立つ。

3) バイデン税制プランは国際的な利潤の海外シフトや低課税国への海外投資に対してトラン

⁴⁰ Marr, Jacoby, Fenton, Washington (2021), pp.1-11.

⁴¹ 2015 年の CBO の分析によると、インフラ整備 1 ドル当りの低中所得層に対する効果は 2.20 ドルから 0.4 ドルで、減税 1 ドル当り 1.50 ドルから 0.3 ドルよりも効果は高い。逆に、増税すると減税の効果はマイナスとなるがインフラ整備のプラスの効果の方が上回る。Ibid., p.9.

プ税制よりも優れた制限をかけている。例えば、多国籍企業の海外利潤に対してミニマム税を強化しているし、他国が同様のミニマム税を導入するように促すために、上で述べた SHIELDへの転換も提案している。こうした国際課税の強化で調達した財源をインフラ整備や労働者向けの人的投資に使えば経済基盤の強化やイノベーションの促進が期待できる。

ところで、経済界においてもバイデン税制プランの法人税増税は賛否が分かれた。アマゾン、グーグル、フェイスブックなどハイテク企業のロビー団体である進歩会議所(Chamber of Progress)はブロードバンドやクリーン・エネルギーへの投資の見返りに法人税の増税を支持した。同団体のアダム・コバセビッチ (Adam Kovacevich) CEO は次のように述べている⁴²。

アメリカは無形資産、人的資本にかなりの投資を行う必要がある。従来、税の競争を選択することで、労働者のスキル向上やインフラを強靭化させる競争に目をつぶってきた。過去 30 年間、法人税は引き下げられており、7%引き上げても過去の水準と比べてもなお低い。多くのハイテク産業のリーダーは、「法人税を愛国的な義務 (patriotic duty) で、機能的な社会に対する賢い投資 (wise investment) であると見なしている。ハイテク産業で 15 年近く働いてきた私の経験からすると、ハイテク産業のリーダーが新規設備、生産物、人材に投資するかどうかの意思決定は市場の諸条件や長期的な成長プランによるもので、税率はその要因になかった (tax rates were a nonfactor)」としている。

その一方で、同じ経済界のロビー団体であるビジネス・ラウンドテーブル (Business Roundtable) やアメリカ商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce) は、バイデン政権の大型のインフラ投資には賛成しつつも法人税の増税は経済や雇用に悪影響を与えると反対していた。

ビジネス・ラウンドテーブルは、178 人の CEO に対するアンケート調査 (2021 年 3 月 19 日) を行い、その結果を次の通り公表している⁴³。98%は法人税率の 21%から 28%への引き上げは、会社の競争力に中程度からかなり大きなマイナスの効果を持つとし、75%は研究開発やイノベーションに、71%は雇用に、さらにはほぼ 2/3 は労働者の賃金の伸び率に悪影響を与えると回答した。また、GILTI 税率の 10.5%から 21%の引き上げについては 76%が会社の競争力に中程度からかなり大きなマイナスの効果を持つと答えた。

この調査を受けて、「ビジネス・ラウンドテーブルは、インフラ投資は長期的な経済成長の基盤となると信じる一方、政策決定者には経済成長と雇用の創出に反するような租税政策の変更をしないように主張する」と述べている。

一方、アメリカ商工会議所のエコノミストの Curtis Dubay は次のように述べている。アメリカの法人税は州税と合算すると現在でも 29.3%で、OECD 平均の 26.3%を超えている⁴⁴。中国は 25%でアイルランドは 12.5%である。このことだけ見ても税制改革は必要でないことがわかる。COVID-19 以前は、税率を下げたことで強い経済が機能していたわけである。また、トランプ税制は税率のみ引き下げたのではなく、7000 億ドル分の課税ベースも拡大 (利子控除の限度額の引き下げ 2534 億ドル、純損失・欠損金控除の制限 2011 億ドル等) したのである⁴⁵。産業界は税率

⁴² Kovacevich (2021).

⁴³ Business Roundtable(2021a).

⁴⁴ Dubay(2021a).

⁴⁵ JTC の 2018 年度から 2027 年度の税収推計では、利子控除の限度額の引き下げで 2534 億ド

引き下げを見返りに負担増も被っている⁴⁶。さらに、法人税率の引き上げから 2 年間で 100 万人の雇用に影響し、GDP は 1070 億ドルもの損失が生じると推測できる。「我々はインフラ投資が必要なことでは政権に同意するが、これまでの税制改革の進歩を台無しにするよりももっと良い方法でインフラ財源を調達できる」と主張している。

2. 第 117 回連邦議会における審議

2021 年 4 月のバイデン税制プランの公表の後に、6 月には行政管理予算局（Office of Management and Budget : OMB）により、2022 年度の大統領予算教書が発表された。バイデン税制プランに示された法人税改革案も盛り込まれており、2022 年度から 2031 年度の向こう 10 年間の法人税改革による增收見込み額も示された⁴⁷。增收額は総額 2 兆 349 億ドルで、その内訳は 1) 法人税率の引き上げ 8578 億ドル、2) 15% の法人ミニマム帳簿税 1483 億ドル、3) 國際ミニマム課税の見直し 5335 億ドル、4) 化石燃料所得への課税 848 億ドル、5) BEAT から SHIELD への転換 3901 億ドル等と推計されていた。

8 月には予算の大枠を示す予算決議（Budget Resolution）が上下両院で可決された⁴⁸。今後 10 年間に育児、教育、医療福祉、環境、住宅等の社会的支出分野に 3.5 兆ドルの支出を行うことやその財源を富裕層や法人に対する公正な負担（fair share）に求めることが決められた⁴⁹。

その後、この予算決議に基づき、関連する法案が提案されることになった。9 月には、下院予算委員会のジョン・ヤーマス（John A. Yarmuth）議長が下院法 5376 号、すなわちビルド・バック・ベター法（Build Back Better Act）を提案した⁵⁰。同法案では、法人税率を現行の 21% のフラット税率から課税所得 40 万ドル未満 18%、40 万ドルから 500 万ドル 21%、500 万ドル超 26.5% の 3 段階の累進税率に変更することが示された。最高税率はバイデン税制プラン（28%）より控えめであった。税率以外の変更点として、1) GILTI の課税ベースの拡大（外国子会社の固定資産の控除を 10% から 5% に引き下げ）と税率の引き上げ（10.5% から 16.5265%）、2) BEAT の税率の段階的引き上げ（12.5%（2024 年から 2025 年まで）から 15%（2026 年以降））、3) FDII の税率の引き上げ（13.125% から 20.7%）等が示されていた。

この時期、他にも連邦議会に提案された法人税改革案があった⁵¹。バーニー・サンダース（Bernie Sanders）上院議員の上院法 991 号（法人税回避防止法（Corporate Tax Dodging Prevention

ル、純損失・欠損金控除の制限で 2011 億ドル、そして国際課税の改革で 3240 億ドルの增收効果が見られるとしている。Joint Committee on Taxation (2017).

⁴⁶ しかしながら、JTC の推計では、增收効果を十分打ち消すほどの減税効果が見られた。2018 年度から 2027 年度にかけて法人税改革だけで 6538 億ドル、トランプ税制改革で 1 兆 4560 億ドルの効果があると見なされていた。

⁴⁷ Office of Management and Budget (2021b), p.50.

⁴⁸ 超党派からの合意を得やすいインフラ予算については、「インフラ投資法案」として別途、審議された。インフラ投資法案は予算規模 1.2 兆ドル、財源は法人税の増税に頼らず COVID-19 対策の未支出財源が活用。8 月に上院で可決された。

⁴⁹ House Committee on the Budget (2021), p.3.

⁵⁰ Marples and Gravelle(2021a).

⁵¹ 各法案の内容については、連邦議会図書館（Library of Congress）の立法情報提供システム CONGRES.GOV(<https://www.congress.gov/>)を参照。

Act)）では、法人税率を 15%、25%、34%、35%（課税所得 1000 万ドル超）の 4 段階にすると提案していた。バイデン税制プランやビルド・バック・ベター法案よりも累進度を高く設定していた。

また、エリザベス・ウォーレン（Elizabeth Warren）上院議員の上院法 2680 号（実質法人利潤税法（Real Corporate Profits Tax Act））は 1 億ドルを超える法人の調整純帳簿所得（adjusted net book income）、すなわち適格財務諸表に公表された純所得に 7% の税率で課税する案を提案していた。ビルド・バック・ベター法案には盛り込まれていないアイディアで、バイデン税制プランのミニマム帳簿税よりも課税対象企業を広げている反面、税率は低く設定されていた。

さらに、上院銀行委員会のシェロッド・ブラウン（Sherrod Brown）議長の上院法 2758 号（株式買戻し説明責任法（Stock Buyback Accountability Act））は、法人により買い戻しされた株式の金額に 2% の支出税を課す提案であった。

これ以外にも国際課税分野では、アミー・クロブシャー（Amy Klobuchar）上院議員が上院法 20 号（アウトソーシングに対する誘因を解消する法案（Removing Incentives for Outsourcing Act））、シェルドン・ホワイトハウス（Sheldon Whitehouse）上院議員が上院法 714 号（アウトソーシングに対する反減税法（No Tax Breaks for Outsourcing Act））を提案していた⁵²。

その後、ビルド・バック・ベター法案は民主党内の議論で暗礁に乗り上げ、議会審議が停滞することになった。同党の左派は大規模な社会的支出と法人税増税を支持する一方で、中道派は財政規律の悪化や国際競争力の低下を危惧し反対したためである⁵³。連邦議会は下院では民主党が多数を占めていたが、上院では両党の議席は 50 対 50 で拮抗し上院議長である副大統領の 1 票を加えどうにか過半数を取れる状態にあった。民主党は党内対立を抱えては法案の採決まで到底、臨みえなかった。

そうした中、バイデン政権は民主党内の融和を図るために、10 月 28 日、ビルド・バック・ベターの見直し案（Build Back Better Framework）を公表した⁵⁴。同案ではこれまでの 3.5 兆ドルの歳出規模を 1 兆 7500 億ドルと半分に削減し、法人税率の引き上げ案も取り下げることにした。その代わりに、1) 大法人に対する法人ミニマム帳簿税、2) 株式買戻し税（stock buybacks tax）、3) グローバル・ミニマム税の 3 つの提案を盛り込んだ。

1) は、利潤が 10 億ドル超の法人に対して 15% のミニマム帳簿税を課すもので、今後 10 年間の税収見込み額は 3250 億ドルとされた。先に述べたバイデン税制プランやエリザベス・ウォーレン上院議員の上院法 2680 号を取り入れたものである。2) は、法人の自社株買いに対して 1% の付加税（surcharge）を課すもので、税収見込み額は 1250 億ドルとされた。先に述べたブラウン銀行委員会議長の上院法 2758 号を取り入れたものである。3) は、国内法人の海外利潤に対する 15% のミニマム税と軽課税国に利潤シフトさせた外国法人に対するペナルティー措置で、税収見込み額は 3500 億ドルとされた。当初のバイデン税制プランの法人税による增收額は 2 兆

⁵² 上院法 20 号、上院法 714 号は GILTI の外国子会社の固定資産（適格事業資産投資額）に対する 10% の控除を廃止する。上院法 714 号は FDII の廃止等を提案していた。

⁵³ こうした民主党内の対立の余波で、すでに上院で可決していたインフラ投資法案の下院での採決も遅延することになった。

⁵⁴ The White House (2021b).

ドルであったが、この修正案で 8000 億ドルと増収規模も縮小した。

この見直しを受けて、ビルド・バック・ベター法（下院法 5376 号）も修正されることになった。法人税率の引き上げ案は除外され、大法人に対する法人代替ミニマム税（corporate alternative minimum tax）と株式買戻し税（excise tax on repurchase of corporate stock）が加わることになった⁵⁵。法人代替ミニマム税は調整財務諸表所得（adjusted financial statement income）の過去 3 年平均額が 10 億ドル超の法人を対象に、調整財務諸表所得に 15% の税率を課税するものである。また、株式買戻し税は自社の株式を購入した国内法人に対して、買戻した株式の時価（fair market value）の 1% に支出税を課税するものである。なお、GILTI の税率（16.5265% から 15.051% に）と BEAT の税率（最終年度の税率を 15% から 18% に）も修正を加えた。

ビルド・バック・ベター法案の修正に対して、産業界やシンクタンクの反応はどうであったか。ビジネス・ラウンドテーブルは、法人税の増税はアメリカの成長、競争力、雇用を悪化させると従来と同じ立場で批判した⁵⁶。アメリカ商工会議所の Dubay は、法人代替ミニマム税の導入を批判した⁵⁷。財務諸表の帳簿所得と税法上の課税所得の 2 つは概念も算定方法も異なる上、帳簿課税は細部（例えば財務諸表と税法の課税のタイミングの違い、純損失・欠損金控除の扱い等）が決まっておらず混乱を招く。企業のコンプライアンスコストも高めることになる。さらに、これまで加速度減価償却制度によって税負担が軽減されていた法人は帳簿課税になると、資本投資コストが上昇するなどの問題点を指摘した。

タックス・ファウンデーションのエコノミスト Erica York は株式買戻し税に対して次のように批判している⁵⁸。法人は投資をせず自社株買いを行っているので買戻し税を導入し投資を促すという主張がある。しかし、法人は有望な投資機会がない時に余剰資本を株式の買戻しに使っているだけで、買戻し税を導入しても投資が増える保障はない⁵⁹。しかも、株主のキャピタルゲインには既に課税されており、買戻し税はこれに追加して税を課すことになる。

他方、租税・経済政策研究所（Institute on Taxation and Economic Policy）の Joe Hughes は株式買戻し税について次のように評価する⁶⁰。法人の自社株買いは株価を吊り上げるので、株式を生涯保有し続ける富裕層にとって利益となる⁶¹。また、外国人投資家も株式の買戻しで得たキャピタルゲインは非居住者であるため課税を免れている。このため、株式買戻し税は富裕層や外国人投資家のこうした利益に対して、株価に影響を与える（課税による株価の引き下げ）ことで間接的にしかも税務上簡易な形で負担を求めることができると評価している⁶²。

⁵⁵ 買戻し額が 100 万ドル未満の場合、株式の買戻しの目的が従業員年金基金と従業員持ち株制度への拠出の場合は非課税とされた。Gravelle(2021).

⁵⁶ Business Roundtable(2021b).

⁵⁷ Dubay(2021b).

⁵⁸ York(2021).

⁵⁹ CEO はストックオプションで報酬を得ているので、自社株買いにより株価が上昇すれば自らの報酬も引き上げることにつながる。Gravelle(2021),p.2.

⁶⁰ Hughes(2021).

⁶¹ しかも、死亡時まで株式を保有すれば、ステップドアップベーシス制度（stepped-up basis）により相続人は過去のキャピタルゲインには課税を受けない。

⁶² また、株式買戻し税の導入により、法人の利益配分が株式の買戻しから配当に代わるなら

さて、こうした法案の見直し以降の議会審議についてである⁶³。11月19日にビルド・バック・ベター法案は下院議会において220対213で可決されることになった。その後上院に法案は送付されたが、党内中道派との意見の折り合いがつかず、年内には解決困難な情勢となった。民主党幹部は中道派のジョー・マンチン（Joe Manchin）上院議員に法案の支持を呼びかけているが、12月の段階ではその見通しは立っていない。

結びにかえて—法人税率引き上げ案の挫折とその意義—

2021年4月の上院予算委員会で租税・経済政策研究所のAmy Hanauerは次のような事実を報告している⁶⁴。アマゾンは2020年2000億ドルの利益を上げつつも、その9.4%しか法人税を払っていない。2018年はゼロ、2019年は1%しか払っていない。ネットフリックスも2020年28億ドルに利益が急増したが、法人税は利益の1%にも満たない。2018年はゼロ、2019年は1%ほどである。さらに、Zoomも前年と比べ2020年は4000%も利益が爆発的に増加したが法人税の納税額はゼロである。パンデミック下、巨額な利益を上げつつも法人税をほとんど納税しない企業はこの3社だけではない。S&P500に上場している企業のうち、55社も全く法人税を払っていない。

バイデン大統領もビルド・バック・ベターの見直し案の中で、「昨年、アメリカで最も利益を上げている55社の納税額はゼロである。約400億ドルの利潤に対して連邦所得税の納税額はゼロである。これらの法人が株主に巨額な利潤を上げていることを報告しているなら、納税すべきである」と述べている。

COVID-19のパンデミックの最中、多くのアメリカ国民が感染や失業に喘いだが、大法人は巨額な利益を上げつつも法人税を全く払っていなかった。大法人に公正な負担を求め、アメリカ経済のより良き再建を目指すための財源とするのが、バイデン法人税改革案であった。

またこの改革は、トランプ政権の法人税減税の効果を否定し抜本的に改革する狙いもあった。法人税減税は経済成長を促進せず、労働者の賃金も引き上げていない。増税による財源で、福祉や環境などの社会的支出を増やし成長を図ることが求められた。まさに、サプライサイド的な減税論からデマンドブル的な公共投資論へと政策的な路線転換が図られようとしたのである。

しかし、現実の政策過程において決定的な影響力を持ったのは、大法人に適正な負担を求める社会的公正の議論でもなければ、サプライサイド効果に対する実証的な政策論争でもなかった。上院では民主、共和両党で50名ずつ議席を分け合い、民主党の中に法人税増税と政府支出の拡大に否定的な少数の中道派議員が存在していたことである。しかも、こうした議員の選挙資金は法人税増税を真っ向から反対するアメリカ商工会議所から支援を受けていた⁶⁵。党派間の勢力が拮抗している状況で、こうした議員のプレゼンスは一気に高まる。法人税率の引き上げには反対だと発言すれば、大統領も民主党幹部も税率引き上げ案を引っ込め、別の財源（株式買戻し税、ミニマム帳簿税）探しや歳出規模の削減に腐心しなければならなかつた。まさに、税制改革とは

ば、富裕層も外国人も配当には課税（租税条約で軽課はされるが）されることになる。

⁶³ 下院での採決が遅れていたインフラ投資法案も11月5日に可決した。

⁶⁴ Hanauer(2021),p.1.

⁶⁵ Potter(2021).

利害集団の政治的抗争の産物に他ならないのである。

もっとも、この抗争の背景にある租税思想を冷静に見ておく必要がある。その際、有益な視点を与えてくれるのが、ルイス・エーゼンシュタインが 1961 年に書いた『租税のイデオロギー (Ideology of Taxation)』という著書である⁶⁶。エーゼンシュタインは民主主義社会とは、税を最小化したい利害集団間の終わりなき抗争が展開する社会と捉えている。しかし、ある利害集団が赤裸々に利己心むき出しで、自らの税負担を最小化し誰かに負担を転嫁したいと主張しても、社会全体を説得できない。税を減らしたい理屈をイデオロギーとして体系的に作り上げなければ同意を調達できない。そのイデオロギーの 1 つが「障壁と抑止のイデオロギー (Ideology of Barriers and Deterrent)」である。このイデオロギーに従うと、高い税は労働や貯蓄、投資のディスインセンティブとなり、経済を衰退させることになる。一方、低い税は富裕層のみに利益を与えるのではなく、その効果はトリクルダウンし中低所得層にも恩恵を与えることになる。

このイデオロギーは 1920 年代のメロン減税を根拠づけることになったが、メロン減税の後には大恐慌が襲来し、低い税は経済を崩壊させることになる。逆に、戦後の高い税の時代には高成長と低失業が達成されることになる。こうした歴史的な事実からするとこのイデオロギーの正当性は失われるものと思われるが、イデオロギーは事実 (fact) を根拠としない。「高い税は企業の創意を失わせる」、「高い税は産業を停滞させ、国家の将来的繁栄を脅かす」という信念(belief)が廃れない限り、このイデオロギーはその信奉者（例えば共和党）によって繰り返し語られて、生き続けることになるとエーゼンシュタインは述べている。

その後、このエーゼンシュタインの予測は的中し、「障壁と抑止のイデオロギー」は、サプライサイド経済学に受け継がれ、80 年代のレーガン税制改革や 2017 年のトランプ税制改革に思想的なバックボーンを与えることになった。今回のバイデン改革を巡る議論も「障壁と抑止のイデオロギー」の延長線上で展開された議論であったように思われる。

バイデン税制プランを巡る議論では、法人税は労働者に専ら転嫁するとした租税転嫁論、税率の引き下げは経済を成長させるとしたラッファー効果、さらに法人税率を引き下げないと国際競争に打ち勝てないとした租税競争論の 3 つの理論が取り上げられ論じられた。こうした理論は様々な実証研究が行われている反面、実際のところその効果は研究によって大きく異なる。しかし、この 3 つの理論はジャーナリズムやシンクタンクの議論、党派間の政策論争など様々な場面で、増税を批判するレトリックとして多用され、反増税論を普及させる役割を担っている。

そのように考えると、バイデン税制プランを通じて見えてきたものは、戦前から続く「障壁と抑止のイデオロギー」に対する異議申し立ての難しさとこのイデオロギーの頑強さである。レーガン改革のサプライサイド的な減税によって財政規律が弛緩し所得格差は拡大したと指摘されている反面、このイデオロギーはアメリカ社会に浸透し根付いているのも事実である⁶⁷。その原因

⁶⁶ Eisenstein(2010).

⁶⁷ サプライサイド経済の影響を受けたレーガン改革以降、アメリカは財政赤字の拡大と格差の拡大を生じたと総括されている (Tanzi(2020),p.60)。しかし、その一方、2000 年代のブッシュ減税に際して、高所得層の払う税金は少なすぎると思う人の割合は減った。富裕層でない一般のアメリカ人がそう思うのは、「サプライサイド運動の政治的成功の証である」とされる。アップルバウム(2020),174 ページ。

と背景とは何か。租税史を遡り改めて検討しなければならない。

補足 1) GILTI、FDII、BEAT の数値例による計算⁶⁸

GILTI の計算例

1) GILTI 所得の算出

外国子会社の所得（200 万ドル）－外国子会社の適格事業資産投資額⁶⁹（qualified business asset investment, QBAI）（100 万ドル）×10% = GILTI 所得（190 万ドル）

2) GILTI 課税ベースの算出

GILTI 所得（190 万ドル）×50% = GILTI 課税ベース（95 万ドル）

3) 外国税額控除前の GILTI 課税額の算出

GILTI 課税ベース（95 万ドル）×法人税率（21%）= 外国税額控除前の GILTI 課税額（19.95 万ドル）

4) みなし外国所得の算出

GILTI 課税ベース（95 万ドル）－外国子会社に配分される経費（40 万ドル）= みなし外国所得（55 万ドル）

5) 外国子会社の源泉国での納税額の算出

外国子会社の所得（200 万ドル）×10%（源泉地国の法人税率）= 外国子会社の源泉国での納税額（20 万ドル）

6) みなし外国税額控除額の算出

外国子会社の源泉国での納税額（20 万ドル）×80% = 外国税額控除額（16 万ドル）

7) 外国税額控除の上限額の算出

法人税率（21%）×みなし外国所得（55 万ドル）= 外国税額控除の上限（11.55 万ドル）

8) 外国税額控除額（6）か（7）の金額で低い方を選択）の決定

11.55 万ドル

9) アメリカ国内での納税額の算出

外国税額控除前の GILTI 課税額（19.95 万ドル）－外国税額控除額の上限額（11.55 万ドル）= アメリカ国内での納税額（8.40 万ドル）

10) 外国所得に対する税負担の割合

（外国子会社の源泉国での納税額（20 万ドル）+ アメリカ国内での納税額（8.40 万ドル））／外国子会社の所得（200 万ドル）= 14.2%

FDII の計算例

1) みなし無形所得の算出

国内法人の総所得（100 万ドル）－（10%×国内法人の適格事業資産投資額（900 万ドル））

⁶⁸ タックファウンデーションのウェブサイト (<https://taxfoundation.org/>) の Tax Basics 参照。

⁶⁹ 適格事業資産投資額とは、有形減価償却資産のことである。

=みなし無形所得（10万ドル）

2) FDII の算出

みなし無形所得（10万ドル）×外国派生所得⁷⁰（10万ドル）／国内法人の総所得（100万ドル）=FDII の算出（1万ドル）

3) FDII 控除

FDII（1万ドル）×37.5%（FDII の控除率）=FDII 控除（3750ドル）

4) FDI 課税額

（FDII（1万ドル）-FDII 控除（3750ドル））×法人税（21%）=1313ドル

BEAT の計算例

1) 課税所得の算出

法人の総売上高（500万ドル）- 総経費額（480万ドル）=課税所得（20万ドル）

2) 法人税額の算出

課税所得（20万ドル）×法人税率（21%）=法人税額（4.2万ドル）

3) 修正課税所得額の算出

（課税所得（20万ドル）+税源浸食支払額（50万ドル））=70万ドル。

4) BEAT を含めた税額の算出

修正課税所得額（70万ドル）×10% = 修正税額（7万ドル）

5) BEAT 税額（2.8万ドル）= 修正税額（7万ドル）- 法人税額（4.2万ドル）⁷¹

補足 2 : GILTI を使った節税策⁷²

アメリカ企業 X の外国子会社が A 国（法人税率 21%、アメリカと同一と仮定）で 100 万ドルの所得を稼得した。この時、A 国内に有する X の適格事業資産投資額並びに X が子会社に配分する経費はゼロとする（資料 1 の GILTI の計算例の 1)、4) 参照）。X が A 国に支払う納税額は 21 万ドル（100 万ドル×21%）である。一方、アメリカ本国に X が払う GILTI のミニマム税は下記の通り計算される。

・外国税額控除前の GILTI 課税額

GILTI 課税ベース（100 万ドル×50%）×21% = 10 万 5000 ドル

・みなし外国税額控除額

21 万 ドル×0.8 = 16 万 8000 ドル

・アメリカ国内での納税額

10 万 5000 ドル - 16 万 8000 ドル = -6 万 3000 ドル

つまり、X の納税額は A 国に源泉課税される 21 万ドルだけになる。次に、X が追加的にアメ

⁷⁰ 外国派生課税所得は海外に財、サービスを輸出することで稼得できた課税所得のこと。

⁷¹ なお、BEAT は、税源浸食支払額が法人の所得控除額の 3 %（一定の金融機関の場合は 2 %）を超えない場合は適用されない。

⁷² Kamin, et al.(2019),pp.1490-1493.

リカ本国（ケース 1）もしくは海外のタックスヘイブン（ケース 2）で 200 万ドルの所得を稼得したとする。

ケース 1)

X はアメリカ国内（法人税率 21%）で事業活動を行い追加的に 200 万ドルの所得を稼得した。X がアメリカ国内に支払う法人税額は 42 万ドル（200 万ドル×21%）で、X が A 国に支払った納税額 21 万ドルと合わせると、合計の納税額は 63 万ドルとなる。

ケース 2)

X はタックスヘイブン（法人税率ゼロ）の B 国で追加的に 200 万ドルの所得を稼得した。B 国での納税額はゼロであるが、アメリカ本国に X が払う GILTI のミニマム税は次の通りである。

- ・外国税額控除前の GILTI 課税額

$$\text{GILTI 課税ベース } (200 \text{ 万ドル} \times 50\%) \times 21\% = 21 \text{ 万ドル}$$

- ・アメリカ国内での納税額

$$21 \text{ 万ドル} - 0 \text{ ドル } (\text{外国税額控除額}) = 21 \text{ 万ドル}$$

よって、X の合計した納税額は、A 国に支払った納税額 21 万ドルと GILTI ミニマム税 21 万ドルの合計、42 万ドルとなる。

ケース 3)

上のケース 2) はカントリーベースで X の納税額を計算したが、現行の GILTI はグローバルベースで計算を行う。まず、A 国、B 国で稼得した所得を合算（A 国 100 万ドル+B 国 200 万ドル=300 万ドル）し外国税額控除を行う。

- ・外国税額控除前の GILTI 課税額

$$\text{GILTI 課税ベース } (300 \text{ 万ドル} \times 50\%) \times 21\% = 31 \text{ 万 } 5000 \text{ ドル}$$

- ・みなし外国税額控除額

$$21 \text{ 万ドル} \times 0.8 = 16 \text{ 万 } 8000 \text{ ドル}$$

- ・アメリカ国内での納税額

$$31 \text{ 万 } 5000 \text{ ドル} - 16 \text{ 万 } 8000 \text{ ドル } (\text{外国税額控除額}) = 14 \text{ 万 } 7000 \text{ ドル}$$

つまり、X の納税額は、A 国に払った 21 万ドルと GILTI のミニマム税 14 万 7000 ドルの合計額 35 万 7000 ドルとなる。

以上のことから、現行の GILTI はグローバルベースで納税額を計算するため、子会社をタックスヘイブンに立地させても、そうでない国に立地させても所得を合算し外国税額控除が適用されるので、節税できることが示される。

参考文献

- 伊藤公哉(2021),『アメリカ連邦税法』中央経済社。
- 片桐正俊(2018),「米国 2017 年減税・雇用法（トランプ減税）の政策効果予測および法人課税改革内容の検討」篠原正博編『経済成長と財政再建』中央大学出版部。
- 加藤慶一(2015),「アメリカの法人税改革をめぐる議論－税率水準と課税ベースの在り方を中心に－」『レファレンス』4月号、国立国会図書館。
- 河音琢郎(2020),「アメリカ 2017 年減税・雇用法（いわゆるトランプ減税）の企業課税、国際課税面の意義と課題」『国際経済』71巻、国際経済学会。
- 渋谷博史(1995),『現代アメリカ連邦税制史』丸善株式会社。
- ジョセフ・E・スティグリツ『プログレッシブ・キャピタリズム（山田美明訳）』東洋経済新報社。
- シンヤミン・アップルバウム(2020),『新自由主義の暴走 格差社会をつくった経済学者たち（訳 藤井清美）』早川書房。
- 諸富徹(2016),「米国における法人税改革論争－グローバル化と法人課税の関係はどうあるべきか－」『経済論纂』第 56 卷第 3・4 号合併号。
- 吉弘憲介(2018),「連邦法人税の構造変化－国際課税ルールとその抜本的改革を中心に－」(2018 年日本財政学会報告)。

- Arulampalam, W., Devereux, M.P., and Maffini, G. (2012),"The Direct Incidence of Corporate Income Tax on Wages", *European Review* 56(6).
- Bunn,Daniel,William McBride, Garrett Watson, and Erica York (2021),"President Biden's Infrastructure Plan Raises Taxes on U.S. Production", *Tax Foundation*, Mar.31 (<https://taxfoundation.org/biden-infrastructure-american-jobs-plan/>).
- Burman, Leonard E. and Joel Semrad (2020), *Taxes in America*, Oxford University Press.
- Business Roundtable (2021a), "Business Roundtable Survey Finds Corporate Tax Increases Would Weaken U.S. Business Expansion, Hiring, Investments in R&D and Innovation", *Tax and Fiscal Policy*, Apr. 12 (<https://www.businessroundtable.org/>).
- Business Roundtable (2021b),"Business Roundtable Statement on Build Back Better Framework", *Tax and Fiscal Policy*, Oct. 28(<https://www.businessroundtable.org/business-roundtable-statement-on-build-back-better-framework>).
- Congressional Budget Office(CBO) (2021a),*Historical Budget Date*(www.cbo.gov).
- CBO (2021b),*Historical Data and Economic Projections*, July(www.cbo.gov).
- CBO (2021c),*10-Year Economic Projections*, July(www.cbo.gov).
- CBO (2018), *Tax Parameters and Effective Marginal Tax Rates*, April(www.cbo.gov).
- CBO (2017),*Revenue Projections, by Category*(www.cbo.gov).
- Clausing, Kimberly(2020),"Profit Shifting Before and After the Tax Cuts and Jobs Act", *Working Paper*, June 3.

- Desai,M.A., Foley,C.F. and Hines, J.R.(2007),"Labor and Capital Shares of the Corporate Tax Burden : International Evidence", *International Tax Policy Forum and Urban-Brookings Tax Policy Center Conference*.
- Dubay, Curtis(2021a)," Raising the Corporate Tax Rate Will Damage Economic Recovery and Threaten Competitiveness",*U.S Chamber of Commerce*, May 26 (<https://www.uschamber.com/>).
- Dubay ,Curtis (2021b),“Unworkable Policy and Dangerous Precedent – A Corporate Minimum Tax on Financial Statement Income”,*U.S Chamber of Commerce*,Nov.5(<https://www.uschamber.com/>).
- Eisenstein, Louis(2010),*The Ideologies of Taxation*, Harvard University Press.
- Felix, R.A.(2007),"Passing the Burden: Corporate Tax Incidence in Open Economies", *LIS Working Paper Series*.
- Gale, William G. and Claire Haldeman (2021),"The Tax Cuts and Jobs Act: Searching for Supply-Side Effects",*Economic Studies at Brookings*, July 6(<https://www.brookings.edu/>).
- Gravelle, Jane G.(2021),"An Excise Tax on Stock Repurchases and Tax Advantages of Buybacks over Dividends", *CRS Report*, IF11960, Congressional Research Service.
- Gravelle,J. and Smetters, K.A.(2006),"Does the Open Economy Assumption Really Mean That Labor Bears the Burden of a Capital Income Tax?", *Advances in Economic Analysis & Policy*,6(1).
- Hanauer, Amy (2021)," Corporate Tax Reform in the Wake of the Pandemic", *Institute on Taxation and Economic Policy*, April 2(<https://itep.org/>).
- Harberger,A.C.(1962),"The Incident of the Corporate Income Tax", *Journal of Political Economy*,70(3).
- Hines, J.R., Jr. and Rice, E. M. (1994)," Fiscal Paradise: Foreign Tax Havens and American Business", *Quarterly Journal of Economics*, 109.
- House Committee on the Budget (2021),*The 2022 Budget Resolution and Reconciliation : How We Will Build Back Better*, August.
- Hughes,Joe(2021), “Democrats Seek to Eliminate the Stock Buyback Advantage”, *Institute on Taxation and Economic Policy*, November 4(<https://itep.org/>).
- Joint Committee on Taxation(2017), *Estimated Budget Effects of The Conference Agreement for H.R. 1*, December 18, JCX-67-17.
- Kamin, David et al. (2019)," The Games They Will Play: Tax Games, Roadblocks, and Glitches Under the 2017 Tax Legislation", *Minnesota Law Review*,1439.
- Keightley, Mark P.(2020),"A Brief Overview of Business Types and Their Tax Treatment", *CRS Report*, R43104, Congressional Research Service.
- Keightley, Mark P.(2011),"Reasons for the Decline in Corporate Tax Revenues", *CRS Report*, R42113, Congressional Research Service.
- Keightley, Mark P.and Molly F. Sherlock(2017),"Comparing Key Elements of H.R.1 to 2017 Tax Law", *CRS Report*, IF10796, Congressional Research Service.
- Kopp,Emanuel et al.(2019),"US. Investment Since the Tax Cuts and Jobs Act of 2017", *International Monetary Fund*, May 31.
- Kovacevich,Adam (2021),"A Deal the Tech Industry Can Embrace :Pay More Taxes, Get Better

- Infrastructure”, Apr.15(<https://medium.com/chamber-of-progress/a-deal-the-tech-industry-can-embrace-pay-more-taxes-get-better-infrastructure-ec736c7891fe>).
- Library of Congress (2021), *Congressional Record, Proceedings and Debates of the 117th Congress, First Session*, November 18.
- Library of Congress ,CONGRESS.GOV(<https://www.congress.gov/>).
- Marples, Donald J. and Jane G. Gravelle (2021a),”Trends and Proposals for Corporate Tax Revenue”, *CRS Report*,IF11809,October 13.
- Marples, Donald J. and Jane G. Gravelle (2021b),”Trends and Proposals for Corporate Tax Revenue”, *CRS Report*,IF11809,November 12.
- Marr,Chuch,Samantha Jacoby, George Fenton, and Sam Washington,”Corporate Rate Increases Would Make Taxes Fairer, Help Fund Equitable Recovery”, *Center on Budget and Policy Priorities*,May.25 (<https://www.cbpp.org/research/federal-tax/corporate-rate-increase-would-make-taxes-fairer-help-fund-equitable-recovery>).
- Office of Management and Budget(OMB)(2021a),*Historical Tables*(<https://www.whitehouse.gov/omb>). OMB(2021b), *Budget of the U.S. Government Fiscal Year 2022*(https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/05/budget_fy22.pdf).
- Potter,Claire B.(2021),”Ronald Reagan’s Long Shadow”, *The New York Times, International Edition*, November 13-14.
- Power, Laura and Austin Frerick(2016),”Have Excess Returns to Corporations Been Increasing Over Time”, *National Tax Journal*,69(4).
- Randolph, William C.(2006),”International Burdens of the Corporate Income Tax”, *Congressional Budget Office Working Paper*, No.2006-09.
- Saez, Emmanuel and Gabriel Zucman (2019), *The Triumph of Injustice*, W.W.North&Company.
- Sherlock, Molly F.and Dnald J. Marples(2020),”Overview of the Federal Tax System in 2020”,*CRS Report*, R45145,Congressinal Research Service.
- Tanzi, Vito(2020), *The Economics of Government: Complexity and the Practice of Public Finance*, OUP Oxford.
- Tax Foundation, “Global Intangible Low Tax Income”, *Tax Basics*(<https://taxfoundation.org/>).
- Tax Foundation, “Base Erosion and Ani-Abuse Tax”, *Tax Basics*(<https://taxfoundation.org/>).
- Tax Foundation, “Foreign Derived Intangible Income”, *Tax Basics*(<https://taxfoundation.org/>).
- The Council of Economic Advisers(2018), *Economic Report of the President*, February.
- The Council of Economic Advisers(2017), *Corporate Tax Reform and Wages: Theory and Evidence*.
- The White House (2021a), *Fact Sheet: The American Jobs Plan*, March 31.
- The White House (2021b),*Remarks by President Biden Announcing the Framework for His Build Back Better Agenda and Bipartisan Infrastructure Bill*,Oct.28.
- U.S. Department of The Treasury (2021a), *The Made in America Tax Plan*, April.
- U.S. Department of The Treasury (2021b), *General Explanation of the Administration’s Fiscal Year 2022 Revenue Proposals*, May.

York, Erica(2021),"Tax on Stock Buybacks a Misguided Way to Encourage Investment",*Tax Foundation*, September,10(<https://taxfoundation.org/>).

Wamhoff , Steve (2021),"Biden's Corporate Tax Revolution", *Institute on Taxation and Economic Policy*, Apr.1(<https://itep.org/>).